



平成17年5月25日

各位

会社名	株式会社 <u>スパンクリートコーポレーション</u>
所在地	東京都文京区本郷四丁目9番25号
代表者の 役職氏名	代表取締役社長 <u>村山好弘</u>
	(JASDAQコード番号 5277)
問合せ先	取締役 東村友次 TEL. 03(5689)6311

### 役員退職慰労金制度廃止に伴う一部ストックオプションを導入した精算 ならびに定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成17年5月25日に開催いたしました取締役会において、経営改革の一環として、会社の業績および株主の利益に直結しない従来の役員退職慰労金制度を平成17年6月28日付で廃止することを決議し、併せて役員退職慰労金の過去積立金に関し、一部ストックオプションを導入した精算方法を、平成17年6月28日開催予定の当社第43回定時株主総会（以下「本総会」という。）に提案することを決議いたしました。同時に本総会に諮ることを決議いたしました定款の一部変更の件と合わせて、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### [ ] 役員退職慰労金の過去積立金の精算方法について

この度の役員退職慰労金制度の廃止に伴います過去積立未清算分につきましては、当社所定の基準に従いまして、取締役に対しては約1/2相当分を金銭で支給し、残額約1/2相当分については商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することで精算いたします。また、当社の監査役に対しては全額を金銭で支給することとし、金銭の支給時期につきましては、取締役または監査役の退任時とします。

新株予約権の概要は次のとおりであります

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

役員退職慰労金の過去積立未清算分の内、金銭での支給を行わない約1/2相当分につきましては、当社の取締役が退任するまで権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたします。

## 2. 新株予約権発行の要領

### (1) 新株予約権の割当を受ける者

本総会終結の時に在任する当社の取締役（以下「対象者」という。）に割当てる。

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 180,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

（調整後生じる 1 株未満の端株は切り捨てる。）

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

### (3) 発行する新株予約権の数

180 個を上限とする。

（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

### (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の払込金額（以下「行使価額」という。）は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式の数に 1 円を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

### (6) 新株予約券の行使期間

平成 17 年 8 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで。

### (7) 新株予約権の行使条件

対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1 親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

( 8 ) 新株予約権の消却事由および条件

対象者が上記( 7 )に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当該対象者の有する新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

( 9 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

( 10 ) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

[ ] 定款の一部変更について

1 . 取締役の定員の削減

企業経営の環境変化に適応する観点から、現在 20 名以内と定めた取締役の定員を 10 名以内に削減し、機動的な経営を図るものであります。なお、当社の現任取締役は 7 名であります。

( 注 ) 上記の内容につきましては、平成 17 年 6 月 28 日開催予定の当社第 43 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上